

## 函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者募集要領

### 1 事業の目的

函館市と業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の販売事業者等が協働で、処理機の導入を検討している事業者に対し貸出を行い、処理機の有効性を体験してもらうことで処理機の普及を図る。

### 2 協働事業者の要件

- ・ 処理機の製造メーカーまたは代理店であり、自らが処理機を有し、函館市内の事業者に対し無償で貸出することができること。
- ・ 函館市内の事業者に対し、処理機の設置、試用期間中の保守点検および撤去を無償で行うことができること。
- ・ 試用事業者へ対し、処理機の使用に係る取り扱い説明や試用時における助言等を行うことができること。

### 3 事業の対象とする処理機

生ごみを発酵、乾燥等の方法で処理することにより、減量し、消滅し、または堆肥化することが可能な機械であって、処理能力が15～60kg/日程度の機種とする。（ただし、ディスプレイを除く。）

また、1協働事業者が複数台を函館市が管理する処理機貸出リストへ登録することは妨げない。

なお、本事業は、試用事業者が処理機貸出リストの中から試用する機種を選択することとしているため、登録した機種が採択されない場合もある。

### 4 募集期間

令和6年5月30日～12月27日（先着3件まで）

### 5 処理機試用期間

試用事業者決定後～令和7年3月31日

### 6 貸出件数および期間

事業実施期間中5件を上限とし、1回当たりの貸出期間を7週間程度とする。

なお、内訳は、設置を含めた準備期間を1週間、試用期間を5週間、撤去および撤去後の洗浄等に1週間を目安とする。

### 7 処理機設置等手数料

本事業において、市が協働事業者へ支払う手数料は、処理機の本体価格お

よび処理機の稼働に伴い発生する光熱水費を除いた設置、撤去および保守点検に係る経費について、1回あたり100,000円(税抜)を上限とする。

なお、支払いの時期は、1試用事業者ごとの処理機撤去後とし、協働事業者は市に対し、設置・撤去時の写真および保守点検の実施日を報告することとする。

## 8 応募方法

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者申込書(別記様式第1号)に、処理機の概要が確認できる資料および処理機の製造メーカーまたは代理店であることが確認できる資料を添付し、郵送、eメールまたは持参により提出すること。

## 9 決定の通知

市は、申込書および添付書類により内容を審査し、協働することを決定したときは、函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

## 10 注意事項

- ・ 本事業への協働が困難となった場合は、速やかに函館市長へ報告をし、指示を受けることとする。
- ・ 貸出期間中に、試用事業者側の適正な使用により故障、破損等が生じた場合の補償は、協働事業者が責任を負うこととする。ただし、試用事業者側に過失があると認められるときは、両方で協議するものとする。

### 【応募先・問合せ先】

〒040-0034 函館市大森町 21 番 12 号シャトーム大森 1 階  
函館市環境部環境推進課廃棄物処理計画担当

Tel 0138-85-8236

E-mail kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

担当：高橋，佐々木

別記様式第1号

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者申込書

函館市長 様

申込日 年 月 日

申込者 住 所  
事業所名  
代表者  
電話番号  
E-mail

1 登録する処理機

機器メーカー名	
型番	
種類	消滅型 ・ 堆肥型 ・ 乾燥型
機器処理能力	kg/日
電力使用量	kWh/月
水道使用量	m <sup>3</sup> /月
菌床等部材等	使用する ・ 使用しない
外寸	幅 mm, 奥行 mm, 高さ mm
機器重量	kg

機器メーカー名	
型番	
種類	消滅型 ・ 堆肥型 ・ 乾燥型
機器処理能力	kg/日
電力使用量	kWh/月
水道使用量	m <sup>3</sup> /月
菌床等部材等	使用する ・ 使用しない
外寸	幅 mm, 奥行 mm, 高さ mm
機器重量	kg

## 2 協働事業者 要件確認

※ 条件を満たす場合は□に✓を入れてください。

- 業務用生ごみ処理機の製造メーカーまたは代理店である
- 自らが業務用生ごみ処理機を所有している。
- 函館市内の事業所に対し、無償で貸し出すことができる。
- 函館市内の事業所に対し、処理機の設置、試用期間中の保守点検および撤去を無償で行うことができる。
- 試用事業者に対し、処理機の使用に係る取り扱い説明や助言等を行うことができる。
- 登録した処理機が採択されない場合があることについて承諾している。
- 処理機の貸出期間中に、試用事業者側の適正な使用により故障、破損等が生じた場合の補償は、協働事業者が責任を負うことについて承諾している。

## 3 添付書類

- (1) 処理機の概要が確認できる資料
- (2) 処理機のメーカーまたは代理店であることが確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

この申込書および添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

別記様式第2号

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者決定通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

年 月 日付けで申込のあった函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業に係る協働事業者について、内容を審査した結果、協働事業者と決定し、下記の処理機を貸出リストに搭載したので通知します。

記

1 貸出リスト搭載処理機

1	機器メーカー名	
	型番	

2	機器メーカー名	
	型番	

2 次の内容について承知されたい。

- (1) 本事業への協働が困難となった場合や協働事業者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長に報告し、その承認または指示を受けること。
- (2) 本事業を協働で行うにあたっては、この決定の内容および申込時に申告のあった要件を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (3) 試用期間中の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。

環境部環境推進課  
廃棄物処理計画担当  
電話 85-8236